

独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センターにおける
科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程（内規）

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 8 月 23 日改定

独立行政法人労働者健康安全機構
日本バイオアッセイ研究センター

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター（以下、「当センター」という。）の職員が行う研究のうち、科学研究費助成事業－科研費－（以下、「科研費」という）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

（組織の責任体制）

第 2 条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を当センターの所長と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を当センターの試験管理部長と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を当センターの管理課長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を当センターの所長と定める。

（組織、研究を行う職）

第 3 条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する者（以下、「研究員」という）は下のとおりである。

- ・ 試験管理部（研究員）
- ・ 病理検査部（研究員）

（研究計画の策定）

第 4 条 研究員は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究員は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを当センター所長に提出するものとする。

（研究の実施）

第 5 条 研究員は、科研費による研究を行う場合は、当センターの活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱い）

第 6 条 研究員は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に関わらず、当該研究

の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究員は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを当センター所長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめは当センターが行い、科研費補助金の経理事務は、労働安全衛生総合研究所管理部管理課（以下、「安衛研管理課」という）が所掌する。

2 研究計画調書に基づいた消耗品等の経費支出の指示及び旅行命令に関する事務は当センター管理課が行う。

- (1) 安衛研管理課は、研究員の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究員本人は発注を行わない。
- (2) 安衛研管理課は、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究室に納品させる。
- (3) 安衛研管理課は、研究員の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、復命書、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- (4) 安衛研管理課は、研究員からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。
- (5) 口座の管理及び上記(1)から(4)に基づいた経理事務のみ安衛研が行う。

第9条 研究費の適正な管理のため、内部監査は内部監査規程に基づき内部監査室が行う。

ただし、監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 当センター及び研究員は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月23日から一部改正する。